

医学部の収容定員変更の趣旨等を記載した書類

1. 収容定員変更の内容

鹿児島大学医学部医学科の入学定員 107 名については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」により 5 名の臨時定員増を、さらに平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」により 10 名、平成 23 年度に「新成長戦略」による歯学部入学定員の削減を行う大学の特例により 2 名について、それぞれ臨時定員増を実施した。また、うち 5 名は、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき恒久定員増を実施したものである。

今回、平成 29 年度を期限とする 5 名の入学定員について再度の入学定員増を行い平成 30 年度の入学定員を 107 名とし、収容定員を 614 名から 624 名とする。

2. 収容定員変更の必要性

鹿児島県は、南北 600km におよび、多くの離島へき地を抱える地域特性（有人離島 27、離島人口 17 万人）があり、広い県土内での医療者の偏在が顕著である。10 万人当たりの医師数は、医療圏別に見ても、最低の曾於医療圏 112.9 人、最高の鹿児島医療圏 370.9 人と 3 倍以上の格差が生じている。中でも、陸続きではない島嶼部の熊毛医療圏（種子島・屋久島）で 117.5 人、奄美医療圏で 170.2 人であり、平成 21 年、22 年の医学科定員増加後も、基幹病院へすぐに搬送できないへき地・離島地域での医師不足は重要な問題である。

加えて、鹿児島県内の派遣医師の 88.9% を担っている鹿児島大学病院の後期研修入局者は、平成 18 年度 81 名から平成 21 年度は最低の 41 名と減少した。様々な改革や、平成 21 年、22 年の医学科定員増加後も平成 28 年度には 56 名と未だ回復までには至らず、鹿児島大学病院の地方への医師派遣能力の減衰をもたらしている。

このような状況下で、地域の医師確保に向けた現在の医学科入学定員の維持・増員は、地域社会からの強い要請を受けている。施設の状況から、現在の定員が上限であり増加は出来ないものの、少なくとも現在の定員を維持し、地域医療の維持確保に努めたい。

3. 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

現在、医学科の専門教育科目では、特色として平成 22 年度より医療実践学（プロフェッショナルリズム及び医学研究科目）を設定し、また、6 年間の一貫教育を実施し、早期医療体験学習、学内外での臨床実習、離島医療実習、問題解決型授業（PBL チュートリアル）及び診療参加型の臨床実習等を導入している。また、平成 19 年度から 6 年生全員に必修科目として離島・地域医療学実習を行うなど、全国に先駆けて地域医療教育の実践に努めてきた。

卒後研修の充実についても総合臨床研修センターで作成された卒後臨床研修プログラム「桜島」に従い、鹿児島大学病院と地域医療機関との連携のもとに、離島へき地診療所等での研修を増やし、特色ある研修プログラムを実施している。

地域医療に関する学部教育の実施体制としては、平成 19 年度に学内措置により「医歯学教育開発センター」を設置し、配置した専任の教授及び助教が、医学部医学科の教育を主たる業務とし、平成 22 年度には「地域医療を担うプロフェッショナルリズム教育（大学改革推進 GP）」が採択され、地域を大学教育の重要な場と位置づけ、医療者のプロフェッショナルリズム教育（生命倫理、医療面接及びシャドウイング等）の推進を図ってきた。

また、平成 19 年度に医歯学総合研究科に、離島へき地医療人を志す医師育成プログラムの企画

開発・実施を担当する「離島へき地医療人育成センター」を設置し、国際島嶼医療学講座と連携して医学科学生への離島へき地医療実習を推進している。さらに、平成 21 年度からは、鹿児島県から財政的支援を受け、本学の鹿児島県修学資金貸与学生に対する夏季離島医療実習を行い、離島へき地医療教育に関する行政との連携体制も構築されている。

平成 29 年度からは、医学科 6 年生への離島・地域医療実習に、在宅専門医療機関での実習や、地域での保健師による健康教室への参加を進め、内容の充実を図っている。これらの充実した医学教育の環境と、地域医療教育で学生を教育していく。